

鳥取県電話リレーサービス利用促進事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (機器購入前)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

【提出書類】

- ・様式第1号
- ・購入する機器の内容及び金額がわかる見積書等

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始 (機器購入)

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

- 事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
- 変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：購入予定としていた機器の購入が完了したとき。

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

- ※実績報告書とともに必ず電話リレーサービス利用登録兼地域登録申請書のご提出をお願いします。(申請書様式11号、2号、3号及び添付書類)

◎補助金の支払い

※補助金額の確定通知後、口座振込依頼書の提出をお願いいたします。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

鳥取県鳥取市東町1丁目220

(電話)0857-26-7201 (FAX)0857-26-8136 (E-Mail) shougai Fukushima@pref.tottori.lg.jp